

第6号様式(第11条の7、第23条関係)

説明会開催結果報告書

令和8年 6月19日

京都府知事 西脇 隆俊 様

住 所 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地

氏 名 乙訓環境衛生組合管理者 中小路 健吾

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

京都府環境影響評価条例第10条の2第5項の規定により、説明会の状況について、次のとおり報告します。

対象事業の名称	乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業（仮称）
対象事業の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の事業
対象事業の規模	123t/日（61.5t/日×2炉） 【123t/24h（5.125t/h×24h）】
対象事業が実施されるべき区域	京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地
説明会開催日時	①令和8年5月25日（月）19時から ②令和8年5月26日（火）19時から ③令和8年5月31日（日）10時から ④令和8年5月31日（日）14時から
説明会開催場所	①京都市伏見区役所 1階 ホール ②長岡京市中央公民館 2階 講座室 ③長岡京市中央公民館 2階 講座室 ④京都市伏見区役所 4階 中会議室
説明会参加者数	①6名 ②19名 ③19名 ④4名 合計48名
説明会開催の周知方法	別紙のとおり
説明会の経過及び概要	別紙のとおり

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4(縦長)にしてください。

2 説明会で配布した書類及び図面を添付してください。



(別紙)

説明会開催の周知方法

調査地域	方法	備考
向日市の一部	印刷物の配布	組合広報紙（5/1号）
長岡京市の一部	印刷物の配布	組合広報紙（5/1号）
大山崎町のほぼ全域	印刷物の配布	組合広報紙（5/1号）
八幡市の一部	印刷物の回覧	方法書説明会開催通知文の回覧
久御山町の一部	HPへの掲載	久御山町より各自治会における回覧の事務手続きに時間的猶予がないとの申し出があったため、今回は町ホームページへの掲載をもって周知対応といたしました。
京都市伏見区の一部	印刷物の回覧	方法書説明会開催通知文の回覧

(別紙)

1. 説明会の経過及び概要

当日は、方法書説明会配布資料に沿って事業者から説明を行い、参加者との間で質疑応答を行った。なお、質疑については全4回開催した説明会のうち3つの説明会にて行われ、詳細については以下のとおりである。

2. 質疑応答（意見・要望）

(1) 令和8年5月25日（月）19：00～20：15（会場：京都市伏見区役所1階ホール）

№	質疑（意見・要望）	回答
1	施設規模の縮小に伴い、環境への影響が低減されるという認識で良いか。	お見込のとおりである。
2	配慮書で示された大気質の寄与濃度が0%から5%上昇していることについて、現ごみ処理施設が廃炉となる実態と矛盾しているのではないか。	大気質の予測は、現在のバックグラウンド濃度に新ごみ処理施設から想定される組合の自主基準値を用いた排ガス濃度を加算することで予測を行う。あくまでも最も厳しい条件下での予測結果であり、実際の稼働時にはこれを下回るため定性的には低下することが見込まれる。
3	周辺に工場や車両など複数発生源が存在し、それらの影響が大半を占める中、本施設による数パーセント程度の影響を切り分けて評価ができるのか。	現地調査において、複数の発生源と本施設の影響を切り分けて評価することは困難である。
4	調査、予測、評価を実施することで、施設の設備仕様にどのように反映されるのか。	予測、評価を行っていく中で、組合が定めた環境保全目標に逼迫するような結果が生じる場合には、施設計画の見直しに反映される。
5	多額の費用と期間を要する環境アセスメントを実施する意義は何か。単なる「大丈夫だった」という確認で終わってしまうのではないか。	今回の手続きは単なる自己確認のためのものではなく、学識経験者からなる京都府環境影響評価専門委員会による審査、京都府知事意見を踏まえて事業者が適正に事業を進めるための手続きである。
6	調査地域を2.8kmとしている根拠は何か。	最大着地濃度が煙突から約0.7kmと想定されることから、指針に基づき2倍の1.4kmとしている。また、煙突位置が未確定であることなどを踏まえてさらに2倍した2.8kmに設定している。

(2) 令和8年5月26日（火）19：00～20：05（会場：長岡京市中央公民館2階講座室）

№	質疑（意見・要望）	回答
1	多岐にわたる環境調査の実務は誰が実施するのか。	環境影響評価に係る実務は、受託業者である㈱東和テクノロジーが実施する。
2	動植物や景観はどのような基準で判断するのか。	動植物については、水辺を中心に貴重種や天然記念物の有無を確認し、事業計画と重ね合わせて影響を判断する。景観については、日常的な眺望地点5か所及び主要な眺望点を対象に、施設整備後の見え方を写真で可視化し、予測・評価を行う。
	（意見・要望） 動植物調査結果によって事業が過度に制約されないよう配慮してほしい。また、現施設の煙突が地域で親しまれているように、新施設の煙突についても単に無造作なものではなく住民から愛されるような工夫を検討してほしい。	—
3	現施設と比べて施設規模を小さくした理由と、ストーカ方式を採用した理由は何か。	施設規模を小さくしたのは、人口減少やごみ分別の推進により将来のごみ量減少が見込まれるためである。ストーカ方式は全国的に導入実績が多く、信頼性が高いことから採用した。
4	新施設はなぜ環境への影響が少ないと言えるのか。	焼却炉の具体的な仕様は今後の検討段階だが、現施設よりも厳しい、または同等に厳しい「環境保全目標（基準値）」を定めており、これを確実に遵守できる施設を建設するため。
	（意見・要望） 環境目標は施設の具体的な内容を踏まえて設定されるべきであり、施設計画の内容が固まり次第、住民へ十分な説明を行ってほしい。	—

(3) 令和8年5月31日（日）10：00～10：50（会場：長岡京市中央公民館2階講座室）

№	質疑（意見・要望）	回答
1	7ページの現地調査は現在の焼却炉に対するものか。	新ごみ処理施設の整備に伴う環境影響評価のために実施するものである。
2	工事中も調査対象に含まれるのか。	環境影響評価は、「建設工事中」「供用時」「解体工事中」「解体工事完了後」の各段階を対象として実施する。
3	温室効果ガスの現状排出量はどの程度か。	現時点では資料がないため、具体的な数値は回答できない。
4	現施設と比べて施設規模を小さくした理由と、ストーカ方式を採用した理由は何か。	施設規模を小さくしたのは、人口減少やごみ分別の推進により将来のごみ量減少が見込まれるためである。ストーカ方式は全国的に導入実績が多く、信頼性が高いことから採用した。
	（意見・要望） 評価項目に含まれているため、現状値についても示してほしい。	—
5	自主基準値が現施設よりどの程度改善されるのか示される機会はあるのか。	自主基準値については、現施設と同様に新施設の稼働後も引き続き維持管理基準及び事務報告にて公表していく方針である。
6	維持管理基準及び事務報告は住民も閲覧できるのか。	維持管理基準については組合HP、事務報告については組合内の情報コーナーにて閲覧可能である。
7	プラントメーカーは決まっているのか。	プラントメーカーは今後選定する予定である。
8	メーカー選定時に環境性能も比較するのか。	性能発注方式を採用しており、組合が示す自主基準値を満たすことが前提となる。その上で、各メーカーの低減についての予測数値などを比較し、総合評価により選定する。
9	処理能力が225t/日から123t/日に減るにもかかわらず、これだけ多くの環境影響評価項目が必要なのか。	調査項目は京都府の環境影響評価に関する指針や、専門委員会の意見に基づいて設定しているため必要である。

(3) 令和8年5月31日（日）10：00～10：50（会場：長岡京市中央公民館2階講座室）

№	質疑（意見・要望）	回答
10	規模が小さくなくても指針に従う必要があるのか。	規模縮小で環境負荷は低減されると予想されるが、それを裏付ける数値的根拠が無いため、京都府環境影響評価条例や指針を踏まえ、必要な調査を実施する必要がある。
11	（意見・要望） 兵庫県では「施設規模が下がる場合はアセスを実施しない」という運用を行っている。無駄な調査費を他に回せるようこれほどの調査項目の必要性に疑問を抱いていることを京都府に伝えて欲しい。	説明会での意見・要望については京都府と共有する。
12	ごみ処理能力が不足した場合、近隣自治体へ処理を依頼できるのか。	一般廃棄物は各自治体で処理することが原則であるが、施設故障などの緊急時には近隣自治体へ協力を要請することを想定している。また、災害時協定等についても検討している。
13	ごみをゼロにする方向性はあるのか。	国の方針に基づき、ごみの減量化や排出抑制を進めている。ごみを完全にゼロにすることは難しいが、今後も削減を進めていく。
14	食品ロス削減やプラスチック分別の取り組みを強化できないか。	現在、容器包装プラスチックの回収を実施している。今後は製品プラスチックの分別回収についても、2市1町と協議を進めている。また、令和17年度から令和19年度にかけて資源化施設の整備を予定しており、項目として追加する予定としている。
15	令和13年度から製品プラスチックを排出できるようになるのか。	既存施設の活用や改修の必要性を検討した上で、令和13年度からの開始を目指している。

(3) 令和8年5月31日（日）10：00～10：50（会場：長岡京市中央公民館2階講座室）

№	質疑（意見・要望）	回答
16	2050年カーボンニュートラルに向けて、CO2回収・再利用を検討しないのか。	CO2回収技術の導入可能性も含めて今後検討していく。また、高効率発電設備を導入し、自家発電の活用によるCO2排出抑制を図る考えである。
	（意見・要望） CO2回収・再利用に取り組む自治体もあるため、新施設整備を導入検討の機会としてほしい。	—
17	地下水は水位のみ調査し、水質は調査しないのか。	地下水については自然由来であることから、水位の調査を行う予定であり、水質調査は予定していない。
18	アスベスト対策はどうするのか。	令和14～15年度に予定している現施設の解体工事に伴い発生するアスベストを対象として、測定・管理を実施する予定である。

乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業(仮称)

環境影響評価方法書のあらまし

令和8年5月

乙訓環境衛生組合

乙訓環境衛生組合の運営にあたり、日頃より地元の皆さまのご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

1 対象事業の名称等

対 象 事 業 の 名 称	乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業（仮称）
事 業 者 の 名 称	乙訓環境衛生組合 （構成団体：向日市、長岡京市及び大山崎町）
代 表 者 の 氏 名	乙訓環境衛生組合 管理者 中小路 健吾
所 在 地	京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地

2 対象事業の位置付け

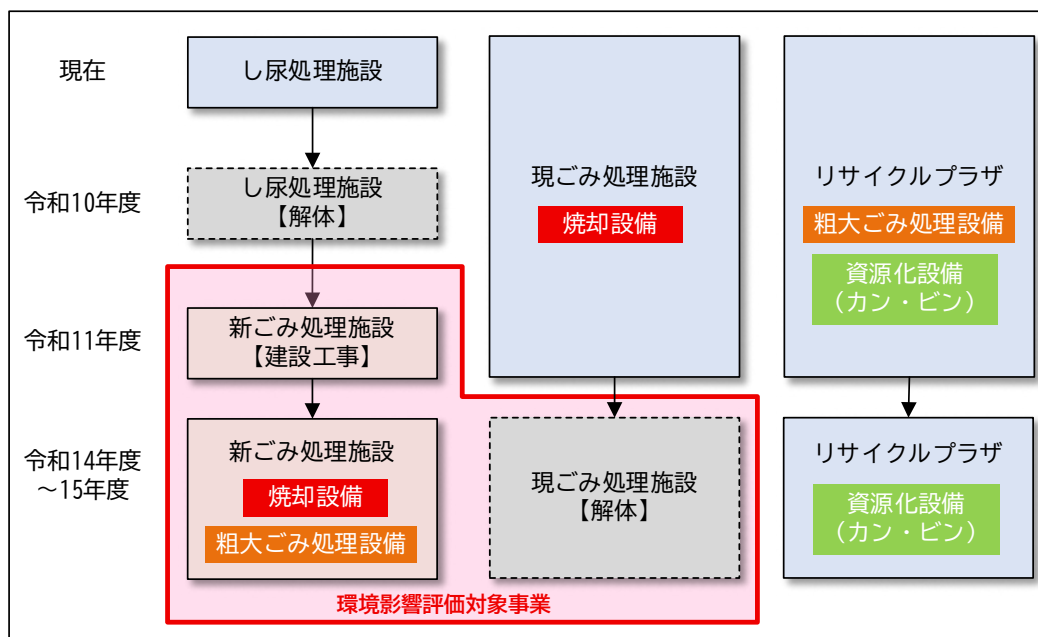
乙訓環境衛生組合（以下「本組合」という。）は、向日市、長岡京市及び大山崎町における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処理及びこれに要する施設の設置管理を目的として、昭和39年6月に設立された特別地方公共団体であり、現在はごみ焼却施設、リサイクルプラザ、し尿処理施設等を管理運営しています。

本組合では、将来にわたり安全かつ安定したごみ処理を行うため、令和4年3月に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」を策定し、将来に向けた施設整備の方向性を具体化することにより、更なる安全性・安定性の向上、運営コストの低減及び低炭素社会への貢献を目指すものであり、その第一歩として、現ごみ処理施設の更新に向けた事業に着手するものです。

また、リサイクルプラザに併設している粗大ごみ処理設備を新ごみ処理施設に併設することで、老朽化が進む粗大ごみ処理設備の更新も同時に行う計画です。

さらに、現在進めておりますごみ処理施設整備事業の中で、処理能力、処理方式等を明確にした「ごみ処理施設整備基本計画」を令和7年3月に策定し、令和14年度の稼働開始を目指し事業を進めるものであり、今回、京都府環境影響評価条例の対象となる事業の位置付けは、下図の赤枠内に示すとおりとなります。

新ごみ処理施設稼働開始後には、現ごみ処理施設の解体撤去工事及び外構工事を行い令和15年度に竣工する計画としています。



3 対象事業実施区域の位置

ごみ処理広域化に関する検討結果を踏まえ、新ごみ処理施設は、大山崎町の本組合敷地内で、現ごみ処理施設・リサイクルプラザに隣接するし尿処理施設の跡地へ建て替え、現ごみ処理施設は解体する計画です。



【凡例】

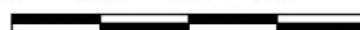
対象事業実施区域

市町村界

背景：地理院タイル淡色地図



0 0.25 0.5 0.75 1 km



対象事業実施区域 拡大図



出典：地理院タイル淡色地図を加工して作成

4 新ごみ処理施設及び現ごみ処理施設の比較

新施設は、現施設に比べて規模が小さく、設備も新しくなることから、環境への影響は従前よりも低減されることが見込まれます。

項 目	新施設	現施設
名 称	新ごみ処理施設	現ごみ処理施設
処理方式	焼却方式（ストーカ式）	焼却方式（ストーカ式）
規 模	焼却設備：123 t / 日（61.5t/24h×2 炉） （併設）粗大ごみ処理設備：10.6t/5h	焼却設備 225 t / 日（75t/24h×3 炉）

5 事業スケジュール

実施項目	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度	令和14 年度	令和15 年度
環境影響評価										
し尿処理施設解体工事										
新ごみ処理施設建設工事										
現ごみ処理施設の解体工事 及び敷地整備										

6 環境保全目標

法令の規制基準に加え、既存施設の自主基準値及び同等規模の他団体施設の自主基準値を参考に、下表のとおり新施設の煙突排ガスならびに騒音・振動に係る自主基準値を設定します。また、法令で定める基準よりも厳しい自主基準値を設定する計画であり、当該基準値の遵守により周辺環境に配慮します。

項目又は時間帯		単位	法規制値・ 許容基準値	既存施設の 自主基準値	新施設の 自主基準値
排ガス	ばいじん	g/m ³ N	0.08 以下	0.01 以下	0.01 以下
	塩化水素	ppm	約 430 以下	50 以下	50 以下
	硫黄酸化物	ppm (K 値)	(2.34) (※1)	(2.34) (※1)	50 以下
	窒素酸化物	ppm	250 以下	150 以下	100 以下
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1 以下	0.1 以下	0.05 以下
	水銀	μg/m ³ N	30 以下 (※2)	50 以下	30 以下
騒音	朝・夕	デシベル	規制区域外	55 以下	55 以下
	昼間	デシベル	規制区域外	65 以下	65 以下
	夜間	デシベル	規制区域外	50 以下	50 以下
振動	昼間	デシベル	規制区域外	65 以下	65 以下
	夜間	デシベル	規制区域外	60 以下	60 以下

※1 硫黄酸化物の濃度は排ガス量や排ガス温度によって異なりますが、現ごみ処理施設の濃度基準に換算すると、K値2.34は、約906ppmとなります。

※2 水銀の法規制値は、平成30年4月1日の時点で現に設置されている施設で50μg/m³N、平成30年4月1日以降に設置された施設で、30μg/m³Nが適用されます。

7 環境影響評価項目について

調査地域については、煙突排ガスの影響が最も広範囲に及ぶと想定されることから、対象事業実施区域の中心から半径 2.8 km の範囲内としました。（8 ページ現地調査地点図参照）

また、環境影響評価の項目については、事業特性、地域特性及び京都府の環境影響評価等についての技術的事項に関する指針に基づいて選定しました。選定した項目については、既存資料調査や現地調査により現況を把握し、予測及び評価を行います。

影響要因の区分 環境要素の区分	建設工事中				供用時				解体工事中				解体工事 完了後
	造成工事等による 一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両 の走行	雨水の排水	地形改変後の土地 及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等 の走行	廃棄物の発生	解体工事等による 一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両 の走行	雨水の排水	地形改変後の土地 及び工作物の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素													
大気環境													
大気質													
二酸化硫黄						●							
浮遊粒子状物質		●	●			●	●			●	●		
二酸化窒素		●	●			●	●			●	●		
ダイオキシン類						●			●				
塩化水素						●							
水銀						●							
降下ばいじん						●							
粉じん	●		●			●	●		●		●		
微小粒子状物質		●	●			●	●			●	●		
石綿									●				
騒音・振動													
騒音		●	●			●	●			●	●		
低周波音・超低周波音						●							
振動		●	●			●	●			●	●		
悪臭													
悪臭						●			●				
水環境													
水質													
水質汚濁						●							
水の濁り				●								●	
水底の底質													
底質汚染						●							
地下水の水質及び水位													
地下水の水位						●			●				
地質・土壌環境													
地盤													
地盤沈下 (液状化を含む)						●			●				

●：選定した項目

◆選定した環境影響評価項目（5 ページの続き）

影響要因の区分 環境要素の区分	建設工事中				供用時				解体工事中				解体工事完了後
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素													
地質・土壌環境													
土壌													
土壌汚染						●			●				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素													
動物													
重要な種・注目すべき生息地			●			●	●				●		
植物													
重要な種及び群落			●			●	●				●		
植物生育環境としての土壌						●							
生態系													
地域を特徴づける生態系			●			●	●				●		
人と自然との豊かな触れ合いの活動の確保を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素													
景観													
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	●				●								●
人と自然との触れ合いの活動の場			●		●		●				●		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素													
廃棄物等													
廃棄物	●							●	●				
建設工事に伴う副産物（残土等）	●								●				
温室効果ガス等													
温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）		●	●			●	●			●	●		
歴史的・文化的環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素													
文化財、埋蔵文化財包蔵地等													
埋蔵文化財包蔵地	●												
歴史的・文化的景観													
主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観	●				●								●

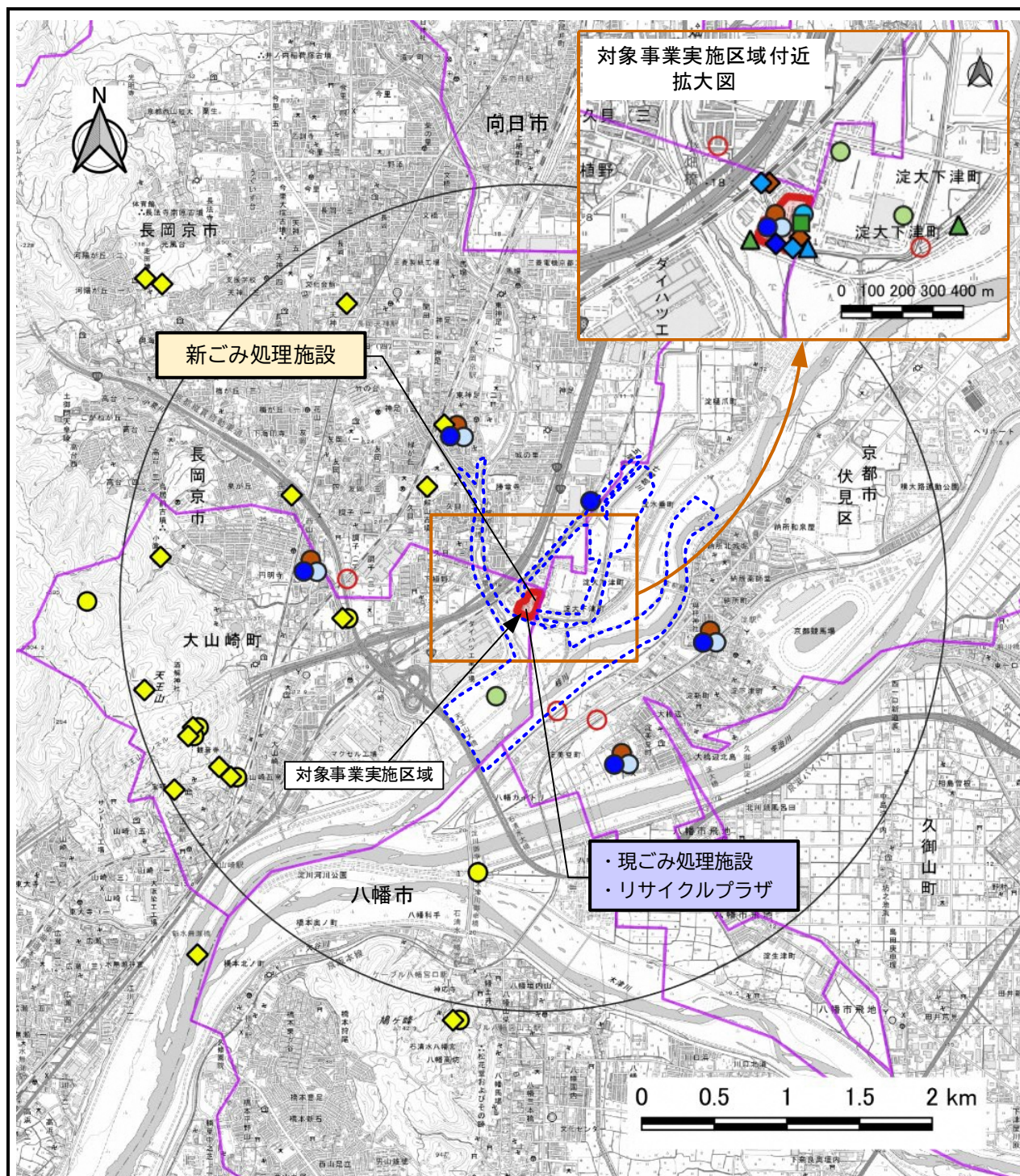
●：選定した項目

8 現地調査の実施について

選定した環境影響評価項目に関する現況を把握するため、次のとおり現地調査の実施を計画しています。

調査項目				調査期間等	現地調査地点又は範囲	右図凡例		
大気環境	大気質	地上気象	風向・風速、日射量、放射収支量、気温・湿度	1年間連続	対象事業実施区域 1地点	◆		
		高層気象	風向・風速・気温	各季1週間(7日間)(8回/日:3h毎)				
		一般環境大気質	降下ばいじん	各季1月間(30日間)(1地点につき1検体/月)				
			二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質	各季1週間(7日間)(1時間値測定)	対象事業実施区域 1地点 対象事業実施区域周辺 5地点(東、西、南、北、北東)	●		
			ダイオキシン類、塩化水素、水銀	各季1週間(7日間)(1地点につき1検体/日)				
		沿道大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質	各季1週間(7日間)(1時間値測定)	運搬車両の走行道路沿道 2地点	▲		
粉じん	各季1月間(30日間)(1地点につき1検体/月)							
騒音・振動	騒音	環境騒音	騒音	2回(平日及び休日)各24時間	対象事業実施区域 1地点	■		
		道路交通騒音	騒音、交通量、走行速度(上下10台程度/時)、道路の構造、道路の位置、路面状況		運搬車両の走行道路沿道 2地点	▲		
		低周波音・超低周波音	低周波音・超低周波音の状況		低周波音・超低周波音	対象事業実施区域 1地点	■	
		環境振動	振動		運搬車両の走行道路沿道 2地点	▲		
		道路交通振動	振動、地盤卓越振動数(大型車10台程度/日)					
		悪臭	悪臭、気象				特定悪臭物質濃度(22物質) 臭気指数、気温、湿度、風向、風速、天候	2回(夏季・冬季)
水環境	水質汚濁	水質汚濁物質の濃度等の状況	環境基準が設定されている物質等、ダイオキシン類、流量	2回(豊水時、渇水時)	放流地点(五間堀川)の上流1地点及び下流1地点	◆		
	水の濁り		降雨時の濁水(浮遊物質)、天候、水温、色、透視度、濁度、流量	降雨時2回	雨水排水地点 1地点	▲		
			土質の状況	土壌の沈降特性	1回	対象事業実施区域の裸地部 1地点	●	
	底質汚染	水底の底質の状況	土壌環境基準項目、ダイオキシン類	2回(豊水時、渇水時)	放流地点(五間堀川)の上流1地点及び下流1地点	◆		
土壌環境	土壌汚染	土壌汚染の状況	土壌環境基準項目、ダイオキシン類	1回	対象事業実施区域 1地点 対象事業実施区域周辺 4地点(東、西、南、北)	●		
動物	重要な種・注目すべき生息地	生物	淡水魚類、貝類	4季(春、夏、秋、冬季)	五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川	■		
			哺乳類、両生類、は虫類	3季(春、夏、秋季)				
			昆虫類	5季(春、繁殖期、夏、秋、冬季)				
			鳥類	5季(春、繁殖期、夏、秋、冬季)				
植物	重要な種及び群落	植物	重要な種及び群落	3季(春、夏、秋季)			五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷	■
	植物生育環境としての土壌	植物	植物生育環境としての土壌	1回				
生態系	地域を特徴づける生態系	動植物	動植物その他の自然環境に係る概況	4季(春、夏、秋、冬季)				
			複数の注目種等の生態、他の動植物相との相互関係又は生息・生育環境の状況					
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	—	主要な眺望景観の状況	2季(着葉季、落葉季)	主要な眺望点 7地点 景観資源 16地点 調査地域 5地点	● ◆ ○		
	人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場の利用状況	人と自然との触れ合い活動の場の概況 主要な人と自然との触れ合い活動の場の分布、利用者	2回(平日及び休日)	調査地域 3地点	●		
温室効果ガス等	温室効果ガス等(二酸化炭素、メタン等)	交通量調査	交通量 ※騒音・振動の交通量の調査結果を利用。	2回(平日及び休日)各24時間	運搬車両の走行道路沿道 2地点	▲		
歴史的・文化的景観	歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観	—	主要な歴史的・文化的眺望景観の状況	2季(着葉季、落葉季)	主要な眺望点 7地点	●		
					歴史的・文化的景観資源 16地点	◆		

現地調査地点図



【凡例】

- 半径2.8km(調査地域)
- 対象事業実施区域
- 市町村界
- 背景: 地理院タイル淡色地図

- ◆ 地上気象
高層気象
- 一般環境大気質
- ▲ 沿道大気質
道路交通騒音
道路交通振動
- 環境騒音
環境振動
低周波音・超低周波音

- 悪臭
- ◆ 水質汚濁
- ▲ 水の濁り
(降雨時濁水)
- 水の濁り
(土壌沈降特性)
- ◆ 底質汚染
- 土壌汚染

- 動物・植物
- 景観(日常的な眺望点)
- 景観(主要な眺望点)
- 人と自然との触れ合い
活動の場
- ◆ 景観資源
歴史的・文化的景観資源

9 環境影響評価

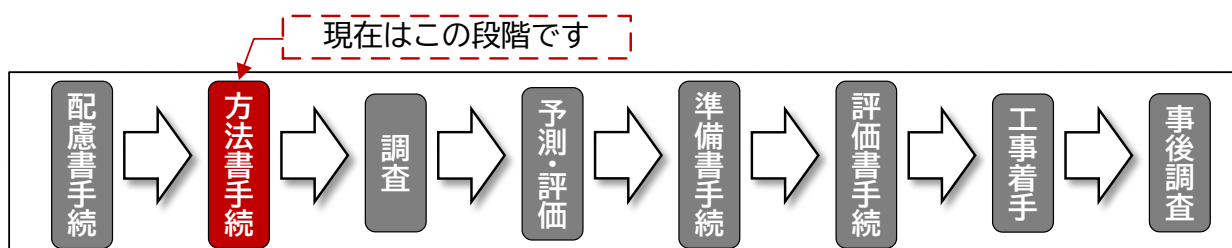
(1) 環境影響評価

環境アセスメント（環境影響評価）制度は、事業の内容を決めるに当たって、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが、**調査、予測及び評価**を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

(2) 環境影響評価の実施手順

環境影響評価の手続きは、京都府環境影響評価条例により、計画段階環境配慮書（配慮書）、方法書、調査等の各段階に分かれます。本事業は、現時点で方法書手続の段階となっています。

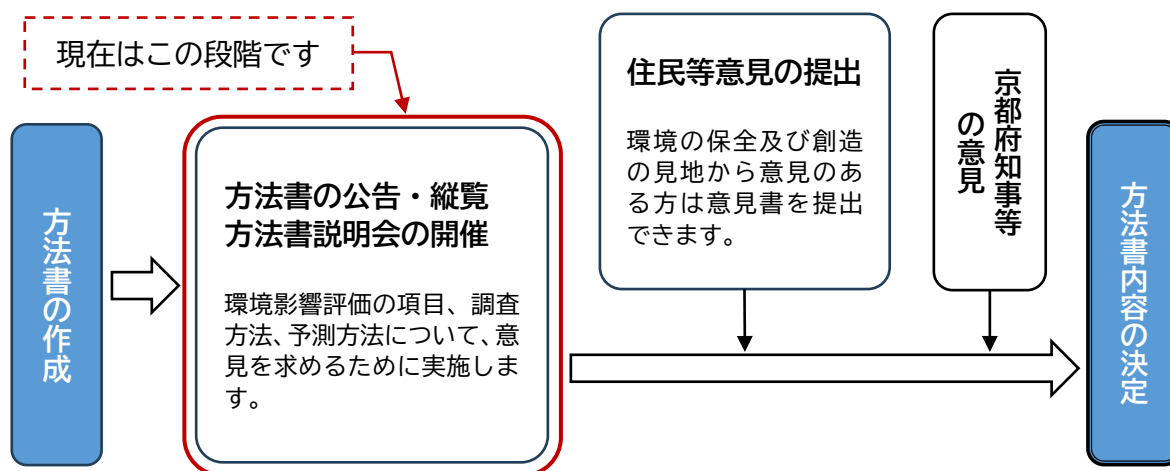
○京都府環境影響評価条例による環境影響評価の流れ



(3) 方法書手続について

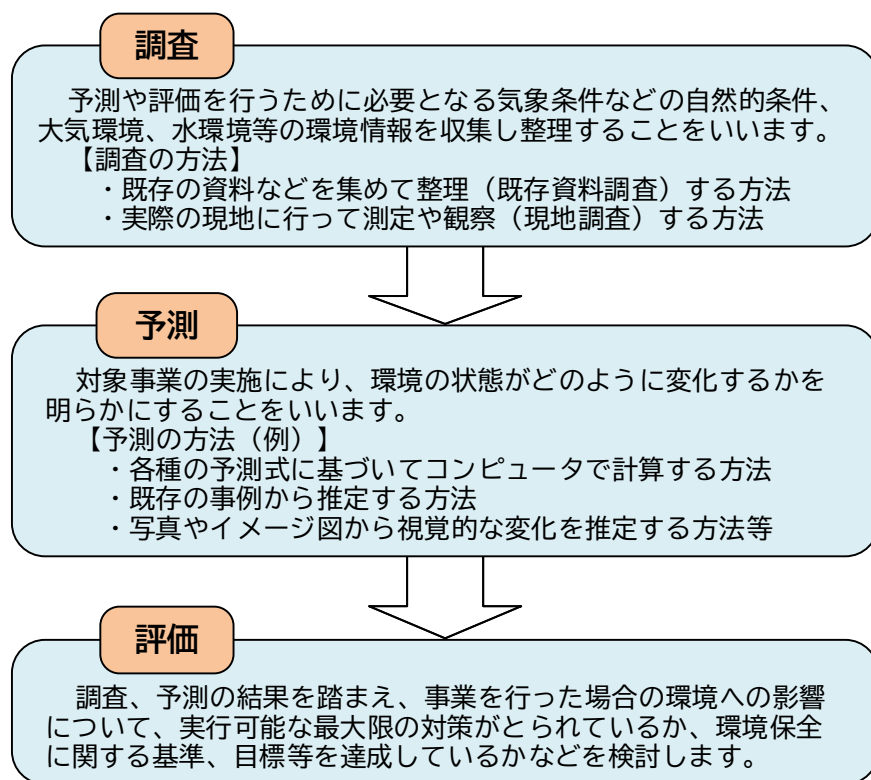
方法書手続とは、調査、予測・評価の結果を整理した準備書の作成に向けて「どのような方法で調査、予測・評価を行うか」を定めるための手続きです。この手続きは公表されるので、住民等の皆さま、関係市町長や京都府のアセス専門委員会からご意見をいただきながら検討を進め、具体的な調査・予測・評価の内容を定めます。

○方法書の内容決定までの流れ



(4) 環境影響評価の実施

方法書の内容が定まった後、選定した環境影響評価項目及び調査・予測・評価の方法に基づき、環境影響評価を実施します。調査は、既存資料調査及び現地調査に区分されますが、現地調査の内容は、「8 現地調査の実施について（本書 7 ページ及び 8 ページ）」のとおりです。これらの調査結果をもとに、対象事業の実施に伴う環境への影響の予測・評価を進めます。



10 意見書の提出について

① 記載事項

- ・意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・意見書の提出対象である対象事業の名称
※「乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）」と記載してください。
- ・方法書の内容についての環境の保全及び創造の見地からの意見
※決まった様式はありませんが、意見は日本語により、意見の理由を含めて記載してください。

② 提出方法：書面による提出（郵送又は持参）

③ 宛先・提出先：宛 名 京都府総合政策環境部 環境管理課 指導係

提出先 〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町

電 話 075-414-4707

④ 提出期限：令和8年6月29日（月）（必着）

⑤ 電子申請サービス

- ・意見書は、書面によるほか、京都府・市町村共同電子申請サービスにより提出することもできます。（https://apply.e-tumo.jp/pref-kyoto-u/offer/offerList_initDisplay）

11 方法書の縦覧について

① 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
乙訓環境衛生組合 政策推進課	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から午後 5 時まで
京都府総合政策環境部 環境管理課	
京都府乙訓保健所 環境衛生課	
京都府山城北保健所 環境課	
京都市環境政策局環境企画部 環境保全創造課	
京都市伏見区役所 地域力推進室まちづくり担当	
向日市環境産業部 衛生環境課	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
長岡京市環境経済部 環境政策室	午前 8 時 30 分から正午まで 午後 1 時から午後 5 時まで
八幡市建設産業部 産業振興室環境政策課	午前 8 時 30 分から正午まで 午後 1 時から午後 5 時 15 分まで
大山崎町環境事業部 経済環境課	午前 8 時 30 分から正午まで 午後 1 時から午後 5 時まで
久御山町事業環境部 産業・環境政策課	午前 8 時 30 分から正午まで 午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

② 縦覧期間

令和 8 年 5 月 15 日(金)から令和 8 年 6 月 15 日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

また、乙訓環境衛生組合のホームページでも方法書及びその要約書を公表しています。

乙訓環境衛生組合ホームページ：<https://www.cleanplaza-otokuni.jp/>

12 説明会の開催について

開催日時	開催場所
令和 8 年 5 月 25 日(月) 午後 7時から	京都市伏見区役所 1階ホール
令和 8 年 5 月 26 日(火) 午後 7時から	長岡京市立中央公民館 2階講義室
令和 8 年 5 月 31 日(日) 午前10時から	長岡京市立中央公民館 2階講座室
令和 8 年 5 月 31 日(日) 午後 2時から	京都市伏見区役所 4階中会議室

お問い合わせ先

乙訓環境衛生組合 政策推進課 計画整備係
TEL 075-957-6686 FAX 075-957-6687
MAIL joho@cleanplaza-otokuni.jp